

○ 財務省令第十三号(昭和四十年五月二日)に依る。本件は、平成二十一年三月五日より、短期国債の発行等に係る規則(以下「規則」と呼ぶ)の施行によるものである。

規則は、(第一回)平成二十一年三月五日付の「國庫短期財務証券(大臣)」(昭和五十七年五月二日付)及び(第二回)同上付の「麻生太郎」(昭和五十七年五月二日付)により告示された。

規則によると、(一)規則の適用範囲は、(1)法律の規定によるものとし、(2)法律の規定によるものとしないものとされる。

(二)規則の適用範囲は、(1)法律の規定によるものとし、(2)法律の規定によるものとしないものとされる。

(三)規則の適用範囲は、(1)法律の規定によるものとし、(2)法律の規定によるものとしないものとされる。

(四)規則の適用範囲は、(1)法律の規定によるものとし、(2)法律の規定によるものとしないものとされる。

六

五

イ

ロ

イ

發

方 募

入価 行争 非者 特国  
 札格 行 入価・別債  
 発競 札格 第参市  
 行争額 発競 I 加場

入価 法入  
 札格 決  
 発競 定  
 行争 の

十いづ第一項十び財六は発四う五額  
 九てき百項、三に政億、行十ち千面  
 億は発三、同条特融円額し六、万金  
 五、行十第条第別資、面た条特円額  
 千額し七百第一会資財金割第別で  
 万面た条三四項計金政額引一會二  
 円金政第十項、に法法で短項計  
 額府一六、第關第第一期のに  
 で短項条第九す九七兆國規關  
 五期の第九十る条条七債定す  
 千証規一十四法第第千にに入る  
 九券定項五条律一一百つ基法  
 百にに及条第第項項七いづ律  
 九つ基び第二八並、十てき第  
 億

込募各当も各  
 み限國ての申  
 の度債るか込  
 応額市。らみ  
 募の場その  
 額範特のう  
 を囲別応ち  
 割内參募応  
 りに加額募  
 当お者を価  
 ていご順格  
 るてと次の  
 。各の割高  
 申応りい  
 価一を場で  
 格國定特あ  
 競債め別つ  
 争市る参て  
 入場も加、  
 札特の者財  
 発別にご務  
 行參よと大  
 一加るに臣  
 と者發応が  
 い・行募各  
 う第へ限國  
 。I以度債  
 非下額市

十 二	口 イ 一	十 十	九 八	七		
			振額最 替 額 単 面 位 金	払 込 金 額 位 金		
償行争非者特国入価発		還入価・別債札格行行	低行争非者特国入価込	行争非者特国		
期札格第参市発競価		單面札格第参市発競	入価・別債札格金	入価・別債		
限發競I加場行争格日		位發競I加場行争	金額	額發競I加場		
平	額そ額	平す額の振	千	円千十二	面た条特	
成	面れ面	成るの記替	万	八七兆	金割第別	
二	金ぞ金	。整載法	円	百万三	額引一會	
十八	額れ額	十数又の		二六千	で短項計	
年	百の百	倍は規		十千百	千期のに	
	円応円	年の記定		四円七	八国規閥	
二月	に募に	二金録に		億十	百債定す	
二十二	つ価つ	月額はよ		百五	二ににる	
日	き格き	ニに、る		八八億	十つ基法	
	百百	よ最振		十七	四いづ律	
	円円	る低替		二千	億てき第	
	一厘	も額口		五万	円は発四	
		の面座		四百	、行十	
		と金簿		千九	額し六	

十  
六  
十  
五  
十  
四  
十  
三

払者入場元償  
込札所金還  
期参支金  
日加払額

平 財 日 額 償 当 た  
成 務 本 面 還 た だ  
二 大 銀 金 金 る し  
十 臣 行 額 を と 、  
七 か 百 支 き 償  
年 ら 円 払 は 還  
二 通 に う 、 期  
月 知 つ 。 そ が  
二 を き の 銀  
十 受 百 翌 行  
日 け き 営 休  
た 円 業 業  
者 日 日  
に に